

# 厚生常任委員会

平成28年6月13日午前9時から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎宮崎 和彦	○小林 誠	中川 靖広
小村 尚己	平川 理恵	濱 眞理子
中西 議長		

## 2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
総 務 部 長	植村 俊彦	健康福祉部長	面卷 昭男
福祉子ども課長	中原 潤	同 課 長 補 佐	上埜 幸弘
長寿福祉課長	西梶 浩司	同 課 長 補 佐	羽根田久枝
同 係 長	明石 将樹	健康対策課長	北 典子
同 課 長 補 佐	東浦 寿也	生活環境部長	乾 善亮
国保医療課長補佐	田口 昌孝	環境対策課長	栗本 公生
同 課 長 補 佐	峯川 敏明	住 民 課 長	浦野 歩美

## 3. 会議の書記

議会事務局長	黒崎 益範	同 係 長	大塚 美季
--------	-------	-------	-------

## 4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時）

署名委員 小村委員、平川委員

委員長

おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから厚生常任委員会を開会いたします。

全委員出席をされております。

本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、小村委員、平川委員のお2人を指名いたします。お2人にはよろしく願います。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに、1番目として付託議案、（1）議案第27号 斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 浦野住民課長。

住民課長

それでは、議案第27号 斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例について、議案書によりご説明申し上げます。

議案書を朗読いたします。

（ 議案書朗読 ）

住民課長

本議案は、今年度導入を予定しております証明書等コンビニ交付サービスにつきまして、1つの種類の証明書の交付につき複数の手数料の額を設定することができないことから、住民票の写し等交付手数料の額を

改定するものであります。

末尾の要旨をもってご説明させていただきます。恐れ入りますが、末尾の要旨をごらんいただけますでしょうか。

1. 改正内容について、ご説明申し上げます。(1) 住民票の写し等交付手数料の額の改定でございます。現在、住民票の写し等交付手数料の額につきましては、「1世帯に属する5人までの証明を行う場合にあっては、1通につき300円とし、5人をこえる証明を1通により行う場合にあっては、5人をこえる5人を増すごとに300円を加えた額とする」としておりますが、1世帯に属する人数にかかわらず一律300円に改定するものでございます。

2番、施行期日でございますが、平成28年7月1日から施行いたします。

なお、条例改正文、新旧対照表の説明は省略をさせていただきますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

以上、議案第27号 斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例についての説明といたします。委員皆様には、よろしくご審議を賜りまして原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 濱委員。

濱委員

これに反対することではないんです。前にも人数の多いところでね、5人を超えれば、その分余計に払わないといけないということをどうにかできないかっていう話が出ましたけども、そういうことについては、この一律300円というのは歓迎できることだと思います。

この提案の理由のところ、コンビニのね、交付サービスで云々っていうことが書いてありますけれども、これ、正直にこういうことから発端になってっていうことですけども、やはり、今、たくさんね、子どもさんを産んでほしいとか、それから、また親元に帰ってきてほしいとかいうようなね、そういうようなことがある中で、やっぱりこういうことが起こってきて、人数が、1世帯の人数が多いっていうことがね、そう

いうところにもあるのでね、だから、理由としてあげていただいているのにそういうところをあげていただけたらな、とは思いましたが、別に異議があるわけではありません。

委員長 よろしいですか。

ほか、ございませんか。いいですか。 中川委員。

中川委員 この議案の内容については何ら異議あるものではありませんが、これをコンビニで交付できることに関して、ほかで何か廃止するものとか、伴うて廃止、町内で廃止するものって出てくるのかな。ちょっと関連するような質問やけど。

住民課長 コンビニ交付サービスに移行するに当たって廃止するものがあるのかというご質問なんですけれども、現在、自動交付機を利用しまして、住民票、また印鑑証明証等の交付をいたしております。また、公民館、西公民館、東公民館、あと、生き生きプラザ、中央公民館にも交付のサービスをしておりますけれども、公民館等の証明書の交付サービスにつきましては、監査のほうでも1件当たりの手数料がかなりかかっているという指摘も受けている中で、平成29年度末をもってコンビニ交付サービスのほうに移行してまいりたいというふうに考えております。

自動交付機につきましても、リースが29年度末をもってリース期限切れになるということもございますので、現在、自動交付機にかわる窓受け機というものが開発されているんですけれども、そちらのほうで、印鑑証明の今のパゴちゃんカードも使えて、マイナンバーカードも使えるようになるのではないかということで、今、機械のほうがマイナンバーカードを使えるように検討は進められておりますので、そちらが使えるようになれば、窓受け機のほうを導入してまいりたいというふうに考えているところでございまして、今のところ、まだ検討中ということでございます。

中川委員 いや、それで、公民館等は皆、廃止なるのかな、でええのかな。

委員長 小城町長。

町長 いずれこの公民館とかの関係、最初はいろいろの関係でですね、郵便局ともやったんですけども、これはもう高いということで、郵便局はやめていますけども、公民館は当然、監査委員からご指摘ありますように、今、住民課長が申していますように、当然そういうことになっていくと。今、29年度で中央公民館は廃止するということですから、できるだけ早く処置をしていきたい、このコンビニの関係がうまくいきますようにね、そういう形に持っていきたいと思っています。

中川委員 せやから29年度、29年の末、29年の3月で。

委員長 乾生活環境部長。

生活環境部長 今、郵便局、公民館とか、生き生きプラザでやっていますが、一応リース、機器はリースということになっております。5年リースが切れるのが29年度末で、30年の3月でリースが切れるということですので、1年間はちょっと、コンビニ交付が29年2月からもし稼働ができましたら1年間は併用という形になりますけど、リース切れまでは使わせていただくと。それ以降はもう更新しない、コンビニ交付だけという形でさせていただくということでございます。

委員長 よろしいですか。  
ほか、ございませんか。よろしいですか。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしということで認めます。よって、議案第27号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2) 議案第28号 斑鳩町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 中原福祉子ども課長。

福祉子ども課長 それでは、議案第28号 斑鳩町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

初めに、議案書を朗読いたします。

( 議案書朗読 )

福祉子ども課長 恐れ入りますが、初めに、議案書末尾の条例の要旨をごらんいただけますでしょうか。

それでは、本条例の内容につきまして、要旨により説明をさせていただきますと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

今回の条例改正につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)の一部が改正されたことに伴ひまして、その改正内容に準じて所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容でございますけれども、(1)といたしまして、特別非常階段の設備基準につきまして、小規模保育事業と事業所内保育事業における特別非常階段の設備基準につきまして、保育室等を4階以上の階

において設置する場合、国土交通大臣の認定を受けたものも可とするというものでございます。

(2) といたしましては、その他条文整理につきまして、国基準の条文番号の変更等に伴い、当条例の条文を整理するものでございます。

最後に、施行期日でございますけれども、公布の日から施行いたします。

以上、議案第28号 斑鳩町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。委員皆さまには、よろしくご審議賜りまして原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 濱委員。

濱委員 町内では、該当する事業所ってどうか、保育園はありますか。

福祉子ども課長 現在のところ、この該当します小規模保育事業及び事業所内保育事業等はございません。

委員長 ほか、ございませんか。 中川委員。

中川委員 要旨の主な改正内容の(1)の末尾で、「国土交通大臣の認定を受けたものも可とする」ということは、ほかにもあるということ。

福祉子ども課長 今回の改正された部分、説明させていただきます。今回の改正につきましては、4階以上の非常用階段ですね、建物と非常用階段があるわけですけれども、その建物の屋内と非常用階段の階段室との接合部分のことなんです、これが、今まではバルコニーまたは外気に向かって開くことのできる窓もしくは排煙設備を有する付室を通じて連絡することになっておりました。この部分が、屋内と階段室の接合部分がバルコニーまたは付室という、この付室の条件であります、外気に向かって開くこ

とのできる窓もしくは排煙設備っていうのをつけなくても構わないという規制緩和の改正になっておりまして、その部分について、今回、改正されたものでございます。

委員長 よろしいですか。  
ほか、ございませんか。よろしいですか。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

福祉子ども課長 異議なしと認めます。よって、議案第28号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3)として、議案第29号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 中原福祉子ども課長。

福祉子ども課長 それでは、議案第29号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

初めに、議案書を朗読いたします。

( 議案書朗読 )

福祉子ども課長 恐れ入りますが、初めに、議案書末尾の条例の要旨をごらんいただけますでしょうか。

それでは、本条例の内容につきまして、要旨により説明をさせていた



だきたいと思しますので、よろしくお願い申し上げます。

この斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例は、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）の一部が改正されたことに伴いまして、この改正内容に準じて所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容でございますけれども、（1）といたしまして、多子世帯の保育料負担の軽減につきましては、「年収約360万円未満相当の世帯について、多子計算に係る年齢制限を撤廃し、第2子の保育料を半額、第3子以降の保育料を無料とする。」というものであります。

（2）ひとり親世帯等の保育料負担の軽減につきましては、「年収約360万円未満相当のひとり親世帯等について、第1子の保育料を半額、第2子以降の保育料を無料とする。」というものであります。

最後に、施行期日でございますけれども、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用いたします。

以上、議案第29号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。委員皆さまには、よろしくご審議を賜りまして原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 小村委員。

小村委員 この年収約360万円未満相当となっているんですが、この「約」っていうのは、どういう幅を持たせた意味で約ってついているんでしょうか。

福祉子ども課長 多子世帯、ひとり親世帯等のこの年収の幅が約360万円になっておりますけれども、これは、法律上、言い直しまして、市町村民税の所得割の金額に換算して保育料を計算することになるんですけれども、例えば、この多子世帯の場合、この市町村民税の所得割が5万7,699円以下ってところの基準になります。ひとり親世帯につきましては、7万

7, 100円以下っていうところになりまして、この所得割を年収に戻すに当たりまして、この約360万円っていうことになりますので、ご理解いただきたいと思います。

委員長 よろしいですか。

ほか、ございませんか。 平川委員。

平川委員 この対象になる世帯は、斑鳩町の中に何世帯ぐらいあるんですか。

福祉子ども課長 今回の保育園に通われている方でどれぐらいの方が対称になるかを見てみたんですけども、多子世帯の方で34名、ひとり親世帯で16名、合計50名の世帯について、今回のこの改正が影響出ると考えております。

平川委員 50名ということは、世帯数にするともう少し変わってくるということになっているんですか。

福祉子ども課長 そのとおりでございます。

平川委員 もう1点、第2子以降ということは、前も確認したかもしれないんですけども、上のお子さんが小学校に行っておられて同時に在籍をしておられなくても、第2子であれば無料になるということ。

福祉子ども課長 はい、そのとおりでございます。

委員長 よろしいですか。

ほか、ございませんか。 中川委員。

中川委員 これ、「年収約360万円未満相当」の、これ、「相当」は入れとかなあかんの。「未満の世帯について」であつたらあかんのかな。相当っ

てどうなんねやろ。

福祉子ども課長 要旨の部分につきまして、相当という言葉を使わせていただいたんですけども、「約」っていうのが入っておりますので、議員のおっしゃるように、「相当」がなくても意味としては同じ意味を考えております。省いても問題ないと思っております。

中川委員 せやから、360万円未満の世帯やろ、相当って、超えているけど該当するでっていう人はおらへんやろ。

福祉子ども課長 はい、そのとおりでございます。

中川委員 未満の世帯しかあかんねから、「相当」は余計や思うねけどな。

委員長 面卷健康福祉部長。

健康福祉部長 中川委員ご指摘のとおり、「相当」というのは説明上申しましたとおりでございまして、条例上は57,699円以下の世帯、あるいは77,100円以下の世帯とさせていただいているところでございます。

委員長 よろしいですか。  
ほかございませんか。

( な し )

委員長 ちょっと私のほうから1点、ちょっと聞きたいんですけど、これ、斑鳩町の保育のほうですよ。これ、斑鳩町補助金出している民間の企業ありますよね、そのほうは一緒になっているのかなと思ったんですけど。その辺は別なんかな。一緒やったらね、民間でやっておられたら、一応保育料の多少なりとも発生するから、その補助金っていうのは斑鳩町か

らまた補填しているのか、その辺はちょっとわからないので、その辺をちょっと教えていただけるかな。

福祉子ども課長 民間のほうですね、私立さんと他市町村の保育園にも通われておりますけど、それに関しましても同じ取り扱いとさせていただきます、その分はまた補助金等を出させて、委託金の中で計算してさせていただくという形になります。

委員長 ほか、ございませんか。よろしいですか。

( な し )

委員長 それでは、お諮りいたします。当委員会として原案どおり可決することに異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第29号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、4番目として、議案第31号 平成28年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 乾生活環境部長。

生活環境部長 それでは、議案第31号 平成28年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申しあげます。

初めに、議案書を朗読いたします。

( 議案書朗読 )

生活環境 今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それ

部長

それ301万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億211万4,000円とする補正予算でございます。

それでは、補正予算書の予算に関する説明書に基づきまして説明をいたします。

補正予算書の5ページをお開きをいただきたいと思います。5ページの、まず、歳入であります。

第8款 繰入金、第1項 他会計繰入金、第1目 一般会計繰入金、第2節 職員給与費等繰入金であります。事務費繰入金として、国民健康保険新制度への移行に向けて、国保事業費納付金や標準保険料率の算定に必要なデータを県に提供するため、当町の国民健康保険システムを変更するための経費として、一般会計からの事務費繰入金301万4,000円を増額するものであります。なお、後ほど、各課報告事項の議案第30号 平成28年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）におきましても説明をさせていただきますが、国保事業特別会計への繰出金301万4,000円の全額が国庫補助金で交付される予定でございます。

続きまして、6ページの歳出でございます。

第1款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費、第13節 委託料で、先ほど歳入で説明いたしました国保システム変更業務委託料として、301万4,000円を増額するものでございます。

1ページにお戻りをいただきたいと思います。予算総則を朗読をいたします。

（ 予算総則朗読 ）

生活環境

部長

以上で、議案第31号 平成28年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）つきましての説明といたします。委員皆様方には、よろしくご審議をいただきまして原案どおり可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 中川委員。

中川委員 このシステムの変更をしなければならない理由というのは何やねんやろ。

生活環境 これにつきましては、平成30年度から新しい国民健康保険制度が始まります。これは、国民健康保険法が改正されて、これはもう30年度からやるということが決まっております。それで、県が、いわゆる財政の主体となるということが決まっております、市町村は、これまでの業務を引き続きやるということになります。県は、県下の標準的な保険料率を算定をいたします。この算定に必要なデータを、これを提供するというごさいますので、それに必要なデータを市町村が県に提供して、県が標準保険料率を算定するというごさいますので、これは全国同じですけど、全国同じ形ですけども、市町村が県にデータを提供するというごさいますので、システムの開発がこれは必ず必要だということになります。

委員長 ほか、ございませんか。よろしいですか。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第31号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2番目として、継続審査、(1)環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 栗本環境対策課長。

環境対策  
課長

それでは、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化に関することにつきまして、ご説明をさせていただきます。

今委員会におきましては、平成27年度の廃棄物・資源物の排出量などがまとまりましたので、その概要につきまして、資料1に基づきましてご報告をさせていただきます。

資料1の1ページから3ページにかけて、ごみ排出量の種類別・月別比較といたしまして、家庭系廃棄物・資源物、事業系の3区分に、それぞれ比較をしております。

1ページの家庭系廃棄物につきまして、上段の可燃ごみは、前年度と比較をいたしまして4%、量にいたしまして約136トン減少をしておりますが、次の不燃ごみにつきましては4%、約13トンの増。粗大ごみにつきましては2%、約1.6トンの増。有害・危険なごみにつきましては、前年度よりも収集回数が1回増加したことから、前年度と比較をいたしまして、16%、約2.5トンの増となっております。それでも、家庭系廃棄物の量といたしましては、可燃ごみの減少が大きく、前年度と比較をいたしまして、4%、119トン減少の約3,134トンの排出量となっております。

次に、2ページの家庭系資源物であります。資源化处理するために回収をいたしました7種類のうち、上段のビン類・缶類は、前年度と比較をいたしまして微減。次のペットボトルにつきましては、ほぼ同量となっております。中段やや下の生ごみにつきまして、平成26年度末の分別モデル世帯が4,378世帯であったのが、平成27年度中に677世帯増の5,055世帯に増加したことに伴いまして、排出量も前年度と比較いたしまして、8%、26トン増の約339トン可燃ごみから分別をし、回収をしたところであります。また、その下の小型家電につきましても、平成27年度は1年間を通じて回収したこともございまして、21%増の2.6トンの回収量となっております。

これらの結果、資源物の回収量は、前年度と比較をいたしまして、4%、

約67トンの増加となっておりますが、家庭系全体の量といたしましては、前年度と比較をいたしまして、1%、52トン減少の約4,857トンとなったところであります。

次に、3ページの事業系ごみにつきましては、コンビニ店舗が増加したこと、また、河川敷の刈り草の量が増加したことが影響し、全体で、前年度と比較をいたしまして、3%、43トン増加の約1,543トンとなったところであります。

以上の結果、平成27年度の家庭系・事業系を合わせました量は、前年度とほぼ同量の約6,400トンとなっております。この量は、平成25年度と比較をいたしましてもほぼ横ばいの状況となっているところであります。

このように、当町の排出量は横ばいの状況が続いておりますが、奈良県や全国と比較してどういう状況になっているのかということにつきまして、次の4ページで比較をしております。現時点では、奈良県や国のデータは平成26年度までしか公表されておられませんので、それとの比較になりますが、まず、ごみ排出量につきましては、住民1人1日当たりの量という指標で示しております。当町は、平成27年度、町民1人1日当たり755グラムの排出量となっておりますが、奈良県民、国民1人1日当たりでは、いずれも947グラムとなっております。次に、総ごみ発生量のうち、焼却や埋め立てといった処分ではなく、資源として再生された割合、いわゆる資源化率につきましては、当町では、平成27年度は前年度から0.9ポイント上昇の53.7%となったところで、奈良県平均の15.6%、全国平均の20.6%と比較をいたしまして、高い値で推移をしているところであります。

当町は、現在、ごみを燃やさない、埋め立てないまちの実現に向け、取り組みを進めておりまして、今年度中には、そのまちづくりを進めていること、また、実現の目標年度を広く内外に公表する、我が国4例目のゼロ・ウェイスト宣言を行うことを目指しているところで、平成27年度におきましても、1人1日当たりのごみ排出量は前年度より減少、一方、資源化率は前年度より上昇しているということで、一歩ずつでは



ありますが、そのまちの実現に近づいているものと考えているところがあります。ごみを燃やさない、埋め立てない、ゼロ・ウェイストのまちづくりでは、ごみの発生抑制とともに、再生利用の可能性を遮断する焼却や埋め立てを否定することを基本としておりまして、今後も、ごみ排出量につきましてはさらに少なく、また、資源化率につきましてはその率が高くなるよう、対策や事業等々を展開してまいりたいと考えているところがあります。

以上、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきましての説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。ございませんか。よろしいですか。 濱委員。

濱委員 焼却場のあとに分別の体験ができるっていうのを整備されているの、今、どんな感じですか。

環境対策課長 今週から、テント倉庫の設置に取りかかっておりまして、約1週間でテント倉庫ができあがる予定で、その後、中にコンテナ等々を入れて分別できるような状況にして、予定どおり9月1日から住民の皆さんに使っていただける施設にしたいと考えております。

委員長 ほか、ございませんか。よろしいですか。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。  
継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、3番目として、各課報告事項についてを議題といたします。(1) 議案第30号 平成28年度斑鳩町一般会計補正予算(第1号)につい

て、理事者の報告を求めます。 中原福祉子ども課長。

福祉子ども課長 それでは、各課報告事項（１）議案第３０号 平成２８年度斑鳩町一般会計補正予算（第１号）につきまして、今回の一般会計補正予算のうち、健康福祉部、生活環境部の所管に関するものにつきまして、私よりご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、補正予算書の７ページをお開きいただけますでしょうか。初めに、歳入予算でございます。

第１２款 分担金及び負担金では、第２項 負担金、第１目 民生費負担金で、多子世帯の保育料負担の軽減及びひとり親世帯等の保育料負担の軽減が行われることから、その実施に伴う保育料の減額補正をお願いするものでございます。

次に、第１４款 国庫支出金では、第１項 国庫負担金、第１目 民生費国庫負担金で、分担金及び負担金の減額補正と同様の理由のうち、私立の保育料減額分につきまして国より負担金が交付されることから、その負担金受け入れに伴う増額補正をお願いするものでございます。

次に、８ページに移りまして、第１４款 国庫支出金、第２項 国庫補助金、第２目 民生費国庫補助金で、消費税の引き上げによる影響を緩和するため、低所得者に対して、制度的な対応を行うまでの間の暫定的・臨時的な措置として実施される平成２８年度臨時福祉給付金及び消費税率の引き上げに際し、所得の低い方々への負担の影響に鑑み、平成２９年度から実施される年金生活者支援給付金を前倒しする位置づけとして実施される低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金が支給されることから、その費用に係る補助金として、第３節 社会福祉費補助金で、臨時福祉給付金給付事業費補助金、臨時福祉給付金給付事務費補助金及び年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金で３，４０８万５，０００円の増額補正をするものでございます。また、国民健康保険新制度への移行に向けて国保事業費納付金や標準保険料率等の算定に必要なデータを県に提供するため、当町の国民健康保険システム改修費に要する国庫補助金３０１万４，０００

円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第15款 県支出金では、第1項 県負担金、第2目 民生費県負担金で、国庫支出金と同様の理由によりまして、その県からの負担金受け入れに伴う増額補正をお願いするものでございます。

次に、第2項 県補助金、第1目 民生費県補助金で、県の子ども医療費助成制度が平成28年8月診療分から小中学生の通院分が新たに拡充されることから、730万円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、10ページ、歳出予算にお移りいただきたいと思っております。

第3款 民生費では、第1項 社会福祉費、第1目社会福祉総務費、第28節 繰出金で、先ほど歳入で説明をいたしました国保システム改修費301万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第5目 医療対策費、第13節 委託料で、県の子ども医療費助成制度の拡充に伴う福祉医療システムの改修費として116万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第13目 臨時福祉給付金給付事業費で、歳入の第14款 国庫支出金で説明を申しあげましたとおり、平成28年度臨時福祉給付金及び低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金が支給されることから、その支給に要する費用3,408万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。

以上、議案第30号 平成28年度 斑鳩町一般会計補正予算（第1号）のうち、健康福祉部、生活環境部の所管に関するものの説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。ございませんか。よろしいですか。

( な し )

委員長

それでは次に、(2) (仮称) 斑鳩町健康寿命延伸計画の策定について

て、理事者の報告を求めます。 北健康対策課長。

健康対策  
課長

それでは、（仮称）斑鳩町健康寿命延伸計画の策定につきまして、ご報告させていただきます。

これまでから、健康長寿を目指し、健康づくりや福祉など様々な分野で取り組みを進めてまいりましたが、より効果的に推進するため、健康寿命延伸計画の策定を進めているところでございます。

それでは、お手元の資料２－１によりご説明させていただきます。計画の目的は、町民の皆様が生きがいを持って元気で幸せに暮らすことができる健康長寿社会を目指し、健康寿命を延伸する施策を総合的に推進することとしております。概要につきましては、従来の健康づくりや福祉、スポーツ分野などの取り組みを通して町民の健康増進の総合的な推進を図るために、平成２５年度より取り組んでおります第２期健康増進計画のより具体的な行動計画として策定したいと考えております。

次に、策定スケジュールでございますが、アンケート調査につきましては、平成２８年１月から２月にかけて調査を行い、結果分析を行ったところでございます。また、庁内関係課会議につきましては、医療・介護予防・子育て支援・健康づくりの関係課であります、国保医療課、福祉子ども課、長寿福祉課、教育委員会と、具体的な内容を検討してまいります。また、医師会や自治会連合会などの１１団体の代表で構成される健康づくり推進協議会においても各委員の皆様から計画に対するご意見をいただきながら策定を進めてまいりたいと考えております。

それでは次に、資料２－２、（仮称）斑鳩町健康寿命延伸計画策定のための健康づくりに関するアンケート調査結果報告について、ご説明させていただきます。この調査は、計画を策定するに当たりまして、町民の生活習慣の状況や健康づくりに関する意識を把握するために実施いたしました。町内在住の２０歳以上の人を無作為に２，０００人抽出し、郵送による配布、回収の結果、９２５人の回収があり、回収率は４６．３％でありました。調査内容につきましては、身長・体重・職業等の対象者の属性や生活習慣、現病歴や健康行動、地域活動についての計４７

問となっております。その結果概要につきまして、ポイントを絞って説明させていただきたいと思えます。

2 ページをお開きください。(2) 肥満度でございます。BMI は体格指数をあらわしており、BMI 25 以上は肥満を、BMI 18.5 未満はやせを示しております。図 1 をごらんください。男性の BMI 25 以上の年代別の割合を示しており、青色が斑鳩町、赤色が奈良県、グレーが全国の値を示しております。50 歳代が最も高く、60 歳代以外は、奈良県、全国と比べても高くなっております。次に、図 2 をごらんください。こちらは、女性の BMI 25 以上の年代別の割合を示しており、年齢とともに肥満割合は高くなる傾向があります。次に、図 3 をごらんください。男性の BMI 18.5 未満の年代別割合を示しており、20 歳代、30 歳代が高く、約 13% を占めており、総数では 8.3% を占め、全国平均より高くなっております。次に、3 ページの図 4 をごらんください。女性の BMI 18.5 未満の年代別割合を示しており、男性と同様、20 歳代、30 歳代が高く、総数では、奈良県平均より低くなっております。

恐れ入りますが、5 ページをお開きいただけますでしょうか。(2) 薄味・咀嚼・一人夕食でございます。表 6 の薄味・咀嚼・一人夕食についてをごらんください。上段の「薄味にしているかどうか」につきましては、「薄味をこころがけている」と答えた人の割合が、男女とも 20 歳代、30 歳代の人が少ないとなっております。これらの人は、将来の高血圧の要因につながると考えられます。

次に、8 ページをお開きいただけますでしょうか。(6) 食生活の問題点でございます。表 9 の食生活の問題点をごらんください。表の上から 6 つ目の「食事時間が不規則」と答えた人の割合が多いのは、男女とも若い世代であります。表の一番上の「問題がない」と答えた人の割合は、60 歳代以降が多くなっております。また、表の上から 3 つ目、「食べ過ぎる」と答えた人の割合は、女性の 40 歳代、50 歳代で多く見られました。これらのことから、生活リズムの見直しと活動量に見合った食事量の知識が必要であると考えます。

次に、9ページをごらんください。3. 運動習慣、(1) 1日に歩く時間でございます。表10、1日に歩く平均時間をごらんください。男女とも年齢とともに減少傾向が見られ、平均で男性67.5分、女性81.7分となっております。

10ページをお開きいただけますでしょうか。(2) 歩く速さでございます。図15の歩く速さをごらんください。青色が男性、赤色が女性の値を示しており、歩く速さは、男女とも「速いほうである人」が約40%弱であります、「遅いほうである人」が約15%前後であり、ロコモティブシンドロームの予防の観点から指導が必要な人たちであると考えられます。

次に、11ページをごらんください。4. 喫煙・飲酒習慣の(1) 喫煙習慣でございます。表14のCOPD、COPDは、慢性閉塞性肺疾患を省略したものでございます、の認知度をごらんください。言葉も意味も知っていた人の割合は男女とも30%に至っていない状況です。COPDは、悪化すると体を動かすことが困難になり、常に酸素ボンベを持ち歩かなくてはならないことから、普及啓発が大切であると考えます。

16ページをお開きいただけますでしょうか。7. 医療と健診でございます。表21の現在の健康状態をごらんください。「よい」と「まあよい」を合わせると、男女とも約36.0%程度となっております。また、表23の現病歴では、現病歴で多いのは高血圧で、男性27.3%、女性17.3%であります。現病歴に関係する要因を見る中で、BMI、調理済食品、食べ過ぎ、歩く速さなどの要因が疾病に関与しており、食生活などの見直しが必要になると考えられます。

調査結果のまとめといたしまして、19ページから20ページにその概要を取りまとめしておりますので、後ほどご参照いただければと思っております。

以上で、(仮称)斑鳩町健康寿命延伸計画の策定についての報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

平川委員。

平川委員 今後、このアンケートに基づいて計画の策定に入っていくと思うんですけども、この庁内の取りまとめというのはどういう担当課の方々になるのかっていうことと、健康づくり推進協議会の構成について、いかがなんでしょうか。

健康対策課長 まず、庁内の関係課の会議でございますが、取りまとめのほうは健康対策課のほうで行っていきたいと思っております。

2点目の健康づくり推進協議会の構成メンバーでありますけれども、委員といたしまして、郡山保健所、町医師会、町歯科医師会、町薬剤師の代表の方、町自治会連合会、社会福祉協議会、食生活改善推進協議会、母子保健推進員、栄養士会、校園長会の団体に所属する方から委員を委嘱して、会議のほうを行っていきたいと思っております。

平川委員 庁内のっていうのは、取りまとめの課ということだけじゃなくて、全ての課がかかわっているということでしょうか。

委員長 面巻健康福祉部長。

健康福祉部長 庁内関係の会議の構成ということなんですけども、健康福祉、医療、スポーツに関係のある課、国保医療課、福祉子ども課、長寿福祉課、生涯学習課、教育委員会事務局で構成させていただきたいと考えております。

委員長 よろしいですか。

ほか、ございませんか。よろしいですか。

( な し )

委員長 次に、（３）として、第２期斑鳩町食育推進計画について、理事者の報告を求めます。 北健康対策課長。

健康対策課長 それでは、第２期斑鳩町食育推進計画につきまして、ご報告させていただきます。

お手元の資料３をごらんいただけますでしょうか。

計画の目的とその概要でございますが、本町では、斑鳩町食育推進計画を平成２３年度に策定し、町民一人ひとりが食の大切さを考え、食を基本とした健康で心豊かな生活が送れるよう、食育施策を総合的・計画的に推進することを目的に、平成２４年度より取り組んでまいりました。国におきましては、昨年度、計画の見直しがあり、第３次食育推進基本計画が、平成２８年度から平成３２年度までの５年間を期間とする新たな食育推進基本計画が策定されたところであります。これを受け、奈良県のほうでも計画の見直しが行われているところであります。現斑鳩町食育推進計画につきましても、平成２８年度に計画の見直しの時期となっていることから、国や県の計画と整合性を図りながら見直しを行ってまいりたいと考えております。

次に、策定スケジュールでございますが、アンケート調査につきましては、成人の内容に関しましては、先ほどの（仮称）斑鳩町健康寿命延伸計画策定のための健康づくりに関するアンケート調査に含んでおります。また、小・中学生の向けのアンケート調査を、平成２８年７月に小・中学校の協力を得て実施する予定でございます。また、懇話会開催につきましては、町栄養士会や町食生活改善推進員協議会、建設農林課、教育委員会、福祉子ども課、長寿福祉課と連携を図りながら内容の検討をしてまいりたいと考えております。さらに、先ほどの健康寿命延伸計画の策定と同様、健康づくり推進協議会の委員の皆様にもご意見をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

以上、第２期斑鳩町食育推進計画についての報告とさせていただきます。



委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。  
濱委員。

濱委員 成人の方の先ほどのアンケート調査と、今度、子どもさんのアンケートを7月についてということですけど、同じ家族の中で、お父さん、お母さんが濃い味だったらどうしても子どもさんもそれを食べているとかいう、そういうつながりっていいのか、最初の成人のところで家族構成であったりとか、そういったものっていうのは触れておられるんでしょうか。

健康対策 子どものアンケートに対してのことですっていいことでしょうか。

課長 子どものアンケートに関しまして、その家族構成、何人構成でとかっていうふうな、アンケートの内容のほうには含んでおります。

委員長 よろしいですか。

ほか、ございませんか。よろしいですか。

( な し )

委員長 次に、(4)斑鳩町低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金の申請期限延長について、理事者の報告を求めます。

中原福祉子ども課長。

福祉子ども課長 それでは、各課報告事項(4)斑鳩町低所得者の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金の申請期限延長について、ご報告申しあげます。

低所得者の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金につきましては、申請期限が7月20日までとなっておりましたけれども、5月末現在で、約15.2%の方が未申請の状況となっております。このことから、その申請期限につきまして、1か月延長し、その期限を平成28

年8月22日月曜日とさせていただきます。期限の延長に関する住民の方への周知につきましては、町のホームページ及び広報7月号お知らせ版にてお知らせを行う予定でございます。

以上、福祉子ども課からの報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。よろしいですか。 中川委員。

中川委員 15%の方がまだ申請されていないことやねんけど、今までからね、広報にも掲載してもうているんやろね、それは。その中で、まだ申請ないいうことは、また広報でお知らせしても、申請をしてこられないっていう方もたくさん出るのではないかなと思いますねけど、その辺はどのようなよう考えているの。

福祉子ども課長 今回、そもそもまず最初のこの給付金の対象者につきましては、お一人おひとりに申請書等を送付しておりますので、何らかの事情でまだ来られていない方がいらっしゃると思いますので、3か月という期間を設けておたわけですけども、あと1か月延長させていただきたいということで、広報見られていないかもっていうことなんですけれども、その周知方法で事前に一人ひとりお知らせしているというところでご理解いただきたいと思います。

中川委員 15%いうたら、何名ぐらいになるねやろ。

福祉子ども課長 約340名の方になります。

中川委員 その340名、世帯にしたらもうちょっと減るかわからへんな。そういう人に直接、もうダイレクトに連絡入れるいうことは不可能かな。

委員長 面巻健康福祉部長。

健康福祉  
部長 今、中川委員から、340名の方に直接、ダイレクトにお伝えさせていただくということのご意見でございますが、何分これにつきましては、国庫補助事業対象でございます。そうしたことから、当初におきまして、一人ひとり、一世帯、あるいは該当者の方にそれぞれ申請書のほう、送らせていただいているところでございますので、こちらのほうにおきましては、その周知については広報紙でさせていただけるべきものなのかなっていうふうに考えておりますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

委員長 よろしいですか。  
ほか、ございませんか。

( な し )

委員長 それでは次に、5番目として、民間事業者による小規模保育事業の整備について、理事者の報告を求めます。 中原福祉子ども課長。

福祉子ども課長 それでは、各課報告事項の(5)民間事業者による小規模保育事業所の整備について、ご報告申しあげます。

資料4のほう、お願いしたいと思います。資料4、民間事業者による小規模保育事業所の整備についてをもとに、その整備の概要と今後のスケジュール予定についてご説明をさせていただきますので、よろしくお願い申しあげます。

1. 小規模保育事業所の概要でございます。(1)所在地といたしまして、斑鳩町法隆寺2丁目地内、(2)定員につきましては、小規模保育事業でございますので、0歳から2歳を対象に19名の定員となっております。(3)開設時期につきましては、平成29年4月1日開園を予定されております。

次に、2. 小規模保育事業所の運営を行う者につきましては、奈良県

生駒郡斑鳩町法隆寺2丁目9番35号を所在地とする、学校法人斑鳩学苑でございます。理事長は上田英子氏でございます。

次に、3. 小規模保育事業所の新設に係る事業費等につきましては、  
(1) 活用補助金として、保育所等整備交付金を活用いたします。(2) 整備費用は、現時点で学校法人斑鳩学苑が積算しております費用でございますけれども、約4,000万円で、負担割合といたしましては、国2分の1、町4分の1、事業所4分の1となっております。

次に、4. 今後のスケジュールの予定でございます。本日の厚生常任委員会におきましてこの小規模保育事業所の整備の概要を報告させていただいた後、来月となります平成28年7月より、運営を行う法人により近隣住民等への説明や開発に係る関係機関との調整が行われ、9月議会定例会において補助金等に係る補正予算の議案を上程し、10月に工事着工、11月に園児の募集を開始し、年が変わり平成29年2月に工事が竣工し、3月に認可、4月より開園する予定としております。

次に、5. 運営補助についてでございます。斑鳩町民間保育所運営費等補助金交付要綱に基づき支援を行いたいと考えております。

以上、民間事業者による小規模保育事業の整備についての報告とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。  
中川委員。

中川委員 この整備費用の4,000万は法人さんの概算やっ書いてあるけれど、これはもうこれで最後まで通っていくのかな。

委員長 面巻健康福祉部長。

健康福祉部長 あくまでも、今、法人さんのほうでの概算ということでお聞きしている金額でございます、この金額につきましては、まだ定かではございません。ただ、上限いっぱいだというふうには思っております。

中川委員 その決定する金額は、町でも積算するし、国にも通らなあかんしてっ  
ていうふうになるのかな。

健康福祉 実際の工事につきましては入札等で競争原理を働かした中でされると  
部長 いうことで聞いておりますので、そのあたり、前後はするのかなって  
いうふうに考えております。

委員長 ほか、ございませんか。よろしいですか。 平川委員。

平川委員 これは、現在の法隆寺幼稚園の敷地の中にできるってということですか。

委員長 中原福祉子ども課長。

福祉子ども課長 そのとおりでございます。

委員長 面巻健康福祉部長。

健康福祉 現法隆寺幼稚園の敷地内ではございませんでして、その南に隣接する  
部長 用地を活用してされるということです。

平川委員 というと、駐車場になっている。

健康福祉 南側、駐車場とはあれなんですけども、その東側ですかね、そのあた  
部長 りというふうに聞いております。

委員長 よろしいですか。  
ほか、ございませんか。

( な し )

委員長           ほかに、理事者のほうから報告しておくことはございませんか。  
                  中原福祉子ども課長。

福祉子ども課長   福祉子ども課から1点、ご報告事項がございます。例年開催しております、町立保育所運動会の開催についてでございます。本年は、10月1日土曜日に開催をさせていただく予定としておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。開催場所につきましては、昨年度までは両園の園庭にて開催をしておりましたけれども、観覧席が十分に確保できないなど、会場の広さの問題等から、より安全に開催するために、今年度より、あわ保育園につきましては斑鳩東小学校運動場にて、たつた保育園につきましては斑鳩小学校運動場にて開催をいたしたいと思っております。雨天の場合は、同会場にて翌日に順延し、開催をさせていただきます。

                  以上、福祉子ども課からの報告でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

委員長           ほかに、理事者のほうから報告。面巻健康福祉部長。

健康福祉部長    それでは、私のほうから、社会福祉協議会が行います被災地支援ボランティアにつきまして、ご報告をさせていただきます。社会福祉協議会においては、東日本大震災が発生した平成23年から支援ボランティアを行い、被災されました大槌町の支援を行っておりますが、今年度も実施することとなりました。日程は、9月26日月曜日から28日水曜日の2泊3日を予定しております。活動内容につきましては、大槌町内の公園の整備、菜の花を大槌川の河川敷に咲かせるための、その場所の除草等整地活動を予定しているものでございます。

                  以上で、社会福祉協議会が行う被災地支援ボランティアにつきましてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、以上2点のほうで、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。ございませんか。よろしいですか。

( な し )

委員長 それでは、次に進みます。  
ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わります。

続いて、4番目として、その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

何かございませんか。よろしいですか。

( な し )

委員長 ないようですので、これをもって、その他についても終わります。  
それでは、継続審査について、お諮りいたします。

お手元に配布しております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。  
議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいお願いいたします。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会に当たり、町長の挨拶をお受けいたします。

小城町長。

( 町長挨拶 )

委員長

これをもって、厚生常任委員会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

(午前10時13分 閉会)